

# 介護老人保健施設又は介護医療院に係る変更許可申請の手続き

## (1) 変更許可申請が必要な場合

介護老人保健施設又は介護医療院について、介護保険法で定める事項に変更がある場合、事前に県知事の許可を受ける必要があります。

### ■ 変更の許可が必要な事項

- 1 敷地の面積、又は平面図
- 2 建物の構造概要、又は平面図（各室の用途を含む）
- 3 施設又は構造設備の概要
- 4 施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画
- 5 運営規程（従業員の職種、員数及び職務内容並びに入所定員の増加に係る部分に限る）
- 6 協力医療機関の名称等（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る）

## (2) 変更許可申請書の提出時期

変更許可申請は、変更に当たって事前に許可を受けるものですが、工事を伴うものなどについては、工事そのものに対して許可を受けるのではなく、工事終了後の状態で実際に使用を始めるに当たって許可を受けるものです。

したがって、工事に伴う入所者の安全性、利便性の確保や変更後の基準上の問題点の有無等について、事前（工事前）に担当者と十分協議してください。

### ■ 変更許可申請の時期 変更予定年月日の1ヶ月～2週間前を目途としてください

※工事を伴うものなどについては、工事着手前に設計図面確認や工事完了後に現地確認を行う場合がありますので、申請前の早い段階で必ずご相談ください。

## (3) 変更許可申請書の記入方法等

変更許可申請書の様式は「介護老人保健施設変更許可申請書（第10号様式）」又は「介護医療院変更許可申請書（第10号様式）」を使用してください。

なお、「施設又は構造設備の概要」の変更のうち工事を伴うものについては、手数料（33,000円）がかかる場合がありますので注意してください。手数料は山口県収入証紙を購入・添付してください（消印しないこと）。

### ■ 提出先及び提出部数

正本1部・副本1部を所管の健康福祉センターに提出してください。

なお、別途、申請者保管用として、副本1部を作成、保管してください。

■ 変更許可申請に必要な添付書類

写真を除き、添付書類は原則として変更前、変更後の両方を添付してください。

	図面	写真	その他		
1 敷地の面積又は平面図の変更	○		図面は公図とし敷地平面図の配置が分かる見取図を添付してください		
2 建物の構造概要又は平面図（各室の用途を含む）の変更	○※1	○※2	※1 各室の用途及び面積（積算根拠の寸法も記載）を明示してください ※1 配置図、平面図を適宜添付してください ※2 写真は必要に応じて添付してください	・増築、改築または移転の場合は、①～③の書類が必要です。 ①「他法令に関する状況の申出書」 ②建築基準法に係る確認済証の写し ③消防用設備点検検査済証の写し ※②、③は対象事業所のみ	
3 施設又は構造設備の概要の変更	○※1	○※2	※1 配置図、平面図を適宜添付してください（寸法も記載） ※2 写真は必要に応じて添付してください		
4 施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画の変更	○※1	○※2	共用施設の利用計画が分かる書類を添付してください ※1 配置図、平面図を適宜添付してください（寸法も記載） ※2 写真は必要に応じて添付してください		
5 運営規程	運営規程	勤務形態一覧	資格証明	その他	
	(1) 従業員の職種	○	○	○	
	(2) 従業員の員数	○	○	○※1	※1 資格が必要な職種に係る従業員で未提出の場合は添付してください
	(3) 従業員の職務内容	○	○	○※1	※1 資格要件がある場合は添付してください
	(4) 入所定員の増加	○	○		
6 協力病院の変更	○			医療機関との契約書等の写しを添付してください	

(4) 管理者の承認について

管理者を変更しようとする場合には、別に「介護老人保健施設管理者承認申請書（第11号様式）」又は「介護医療院管理者承認申請書（第11号様式）」の提出が必要です。（承認を受けた後、別途変更届を提出してください。）

○添付書類：経歴書、資格証明、勤務形態一覧

なお、提出先及び提出部数は変更許可申請書と同じです。